

(3) 平塚市への提出書類

【新規申請、継続申請、団体追加申請を行う場合に提出する書類】

◆事業体区分が法人、個人に関わらず提出する書類

項番	提出書類名《該当条件》	業種区分				説 明	提出条件
		工 事	コ ン サ ル	一 般 委 託	物 品		
1	競争入札参加資格認定申請に関する代理人の委任状《代理申請のとき》	○	○	○	○	競争入札参加資格認定申請の手続を申請者に代わって行政書士が行う場合に提出していただく書類です。	・申請を委任して行う場合、必須となります。 ※押印不要
2	建設業許可申請書別表若しくは営業所一覧表又は営業所一覧表（更新）の写し《工事で受任者を置くとき》	○				建設業許可申請書別表等で、受任者の方の許可状況を確認するため必要となる書類です。	・工事で受任者を置く場合、必須となります。
3	入札契約に関する代理人の委任状（受任者ごと）	○	○	○	○	受任者を置く場合、受任者確認のため、必要となる書類です。 令和7年度・8年度様式をお使いください。	・受任者を置く場合、必須となります。 ・受任者を複数置く場合は、受任者ごとに必須となります。 ※押印不要
4	建築士事務所登録通知書（写し）（受任者分）【知事】《該当の営業種目を申請するとき》		○			受任者が「302建築設計」について入札契約事務を行う場合は、受任地において建築士事務所登録をしていることが必要です。	・建設コンサルタント業の営業種目「302建築設計」を申請する場合で、受任者が「302建築設計」の入札契約事務を行う場合のみ提出してください。 ・なお、県と同じ受任者の場合は提出は不要です。
5	平塚市税完納証明書（写し）《市内に事業所がある（個人においては居住している）とき》	○	○	○	○	平塚市が発行する、平塚市税全般にわたる完納証明書です。 平塚市税完納証明書の発行窓口は固定資産税課 償却資産担当（電話：0463-21-8768）です。 注：市税の納付又は口座振替の後、2週間程度以内に証明書が必要な方は、納付が確認できる領収書又は口座振替後に記帳した通帳をお持ちください。特に市県民税が特別徴収（給与天引き）の場合（納期限は毎月10日）、納付の確認に時間がかかりますので、必要があれば事前にお問い合わせください。 注：延滞金に未納がある場合、市税完納証明書は発行されません。 事業所を開設してから初回納税時期が未到来のときは、完納証明書に替えて「法人設立開設届出書」の写しを提出してください。	・平塚市内に事業所がある（個人においては居住している）場合、必須となります。 ・申請日から起算して、前3か月以内に発行されたものを提出してください。 ・鮮明であれば写しでの提出可。

(備 考)

○事業体区分が以下の場合

経常JV — 項番1～3、5の書類のうち、条件に該当するものを提出してください。

事業協同組合 — 同上

官公需適格組合 — 同上